

ボーイスカウト滋賀連盟助成会 ご案内

「青少年教育にご支援ください！」



ボーイスカウト滋賀連盟助成会

〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館内
TEL/FAX 077-522-3681

ごあいさつ

日本ボーイスカウト滋賀連盟助成会は、滋賀県内におけるボーイスカウト運動の振興助成を推進するために組織された組織で、次のような事業を行なっています。

- (1) 滋賀県におけるボーイスカウト運動の援助育成
- (2) 滋賀県におけるボーイスカウト運動の普及促進
- (3) 滋賀県におけるボーイスカウト指導者養成に対する協力援助
- (4) 国内外のボーイスカウト行事への協力

過去、多くの青少年がこのボーイスカウト運動に参加し、小グループによる異年齢集団活動や自然体験活動を通して多くのことを学び、成人となって社会のあらゆるところで活躍をするようになっていました。私どもは一人でも多くの青少年がこの運動に参加することを通してより多くの社会に役立つ青少年に育つことを願っています。

近年の青少年育成を取り巻く環境は厳しいものがありますが、社会や家庭との連携を図る必要が強く求められています。

皆さんの温かいご支援をお願いします。

役員

会 長	中野幸彦	多賀大社宮司
副会長	青地治郎	滋賀連盟副連盟長
理事	山本富夫	
理事	今北紘一	
理事	白井則茂	白井則茂商店代表
理事	林 輝彦	滋賀連盟相談役
理事	山本健二	滋賀連盟副連盟帳
監事	小森悦男	守山市教育委員長
監事	宮澤辰雄	
事務長	岡村誠子	滋賀連盟事務局長

会員 個人 44名 法人・団体 10法人・団体

(平成24年3月現在)

Scouting（スカウティング）とは

スカウティングは、この活動に自発的に参加をする青少年のためのものです。

人種、信仰などの区別なく、すべてに開放されており、キャンプや奉仕活動を通じて学区や学年を超えた、地域社会における教育活動です。

その教育には青少年たちが自ら成長できるよう段階的なプログラムが用意されています。

スカウト(Scout)とは、「先駆者」の事で、「自ら率先して幸福な人生を切り開き、社会の先頭に立とうとする少年」という意味を持っています。

年齢の構成（ボーイスカウトの5つの部門）

スカウト活動は、各年齢層に応じ5つの部門により構成されています

ビーバースカウト	小学校入学前の9月	～	小学校2年生まで
カブスカウト	小学校2年生の9月	～	小学校5年生まで
ボーイスカウト	小学校5年生の9月	～	中学校3年生の9月まで
ベンチャースカウト	中学校3年生の9月	～	20歳未満まで
ローバースカウト	18歳～(大学生年代)		

年齢別の5つのグループに別れて、ボーイスカウトは活動しています。各部門は、年齢に応じた体験ができるようにいろいろなプログラムが工夫されています。

スカウト運動の特徴

1. 青少年の自発活動を基本にしていること
2. 青少年が、誠実、勇気、自信、及び国際愛と人道主義を把握すること、健康を築くこと、人生に役立つ技能を体得すること、社会に奉仕できること の人格・健康・技能・奉仕を4本柱としていること
3. 幼年期から青年期にわたる各年齢層に適応するよう、年齢に応じた部門があり、それぞれのプログラムが一貫していること

などがあげられます。しかし、スカウト教育が他の青少年団体と異なるところは、そのプログラムにあります。それは、「ちかい・おきて」の実践、班制教育、進歩制度、野外活動を取り入れていることです。

スカウト運動のはじまり

この運動は20世紀初頭のイギリスで、少年たちの手によって誕生しました。

1907年、イギリスのベーデン・パウエル卿が自ら隊長となって、イギリスのブラウンシー島で20人の少年たちとともに実験キャンプを行い、この結果と自らの体験を基に「スカウティング・フォア・ボーイズ」という本を発行しました。

ベーデン・パウエル卿は自らが体験したことを、キャンプ生活や自然観察、自然体験を少年たちの旺盛な冒険心や好奇心と結びつけ、そこから開発したゲームや活動を通じて少年たちに自立心や協調性、リーダーシップを身につけさせ、社会に役立つ人材の育成することを目指しました。

ボーイスカウトってどのようなことをやっているの？



野外での活動が中心です。ハイキングに出かけたり、テントを張ってキャンプをしたりします。自然の中で思いっきり遊び冒険するのがボーイスカウトの楽しみでもあります。

もちろん山登りなどもしますが、ただ登るだけでなく、装備について学び、環境保護の活動にも取り組みます。

奉仕活動もスカウトの活動の柱です。街をきれいにする運動なども実施しています。

9月15日のスカウトの日には、「カントリー大作戦」といって日本中のスカウトが、空き缶拾いをしています。

「赤い羽根」などの募金活動に協力することも多いです。他にもユニセフの「ハンド・イン・ハンド募金」や災害があった時などの緊急募金にも協力します。もちろんその募金がなぜ必要でどのように役立つかも学びます。



夏はキャンプや水泳はもちろん、カヌーやヨット、イカダ作りなどにも挑戦します。万が一の事故のことを考えて、ライフセービングの技術も学びます。また、心配蘇生法（心臓マッサージや人工呼吸法など）などの訓練を受けたりします。

キャンプで野外料理を作ったり、カマドを作ったり、火を起こしたり、……。自分でできることは何でも自分でやるのがスカウト活動です。野外料理だけでなくキャンプではロープ結びや手旗信号、正しいナイフの使い方など、いろいろな要素が含まれています。

アマチュア無線に挑戦したり、カメラを習って毎年「ボーイスカウト写真コンテスト」に応募したり、冬はスキーやスケートを楽しむこともあります。

サイクリングや、芋掘り、雪中登山、自然観察ハイキング、正月には餅つきをしたり、各地域の各団では様々なプログラムを工夫してスカウト活動は展開されています。

日本ボーイスカウト滋賀連盟助成会規約

(名 称)

第1条 この会は、日本ボーイスカウト滋賀連盟助成会と称する。

(事務所)

第2条 この会は、事務所を日本ボーイスカウト滋賀連盟事務局内に置く。

(目 的)

第3条 この会は、滋賀県内における青少年教育の重要性にかんがみ、県内ボーイスカウト運動の振興助成を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 滋賀県におけるボーイスカウト運動の援助育成
- (2) 滋賀県におけるボーイスカウト運動の普及促進
- (3) 滋賀県におけるボーイスカウト指導者養成に対する協力援助
- (4) 国内外のボーイスカウト行事への協力
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(助成会員)

第5条 この会の目的に賛同する者であって、次条に規定する会費を負担するものをもって構成員とする。

(助成会員の種別)

第6条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般1号助成会員
滋賀連盟に所属し、財団法人ボーイスカウト日本連盟に加盟登録する個人で年額5,000円以上10,000円未満を納める者
- (2) 一般2号助成会員
滋賀連盟に所属し、財団法人ボーイスカウト日本連盟に加盟登録する個人で年額10,000円以上を納める者
- (3) 賛助助成会員(個人・法人及び団体)
本会の事業を賛助する個人・法人及び団体で年額10,000円以上50,000円未満を納める者
- (4) 特別助成会員(個人・法人及び団体)
本会の事業を後援する個人・法人及び団体で年額50,000円以上を納める者

(助成会への加入)

第7条 助成会員になろうとする者は、会費を添えて加入届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(助成会員の資格喪失)

第8条 助成会員は次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 死亡、又は助成会の解散
- (3) 引き続き2年間会費を納入しなかった者

(役 員)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理 事 5名以上10名以内(うち会長たる理事1名、副会長たる理事2名以内)
- (2) 監 事 3名以内

(理事の選任)

第10条 理事は、役員選考会で選任し、互選で会長及び副会長を選任する。

(会 長)

第11条 会長は、この会の業務を総理し、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会長、副会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が順次その職務を代理する。

(理 事)

第12条 理事は、理事会を組織し、この会の業務を議決し執行の責に任ずる。

(監 事)

第13条 監事は、役員選考会で選任する。

(監事の職務)

第14条 監事は、この会の業務に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) この会の財務の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 前項の報告を行うため、必要があるときは理事会を召集すること

(役員任期)

第15条 この会の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

(顧問等)

第16条 この会に顧問、参与をおくことができる。

- 2 顧問、参与は理事会の推薦により会長がこれを委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問、参与はこの会の重要な事項につき会長の諮問に答え、意見を述べるができる。

(役員選考委員)

第17条 第6条の役員を選考するため、役員選考委員を設置する。

- 2 役員選考委員は第5条の会員種別ごとに会長が指名する。
- 3 役員選考委員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 補欠により就任した役員選考委員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務長)

第18条 この会の事務を処理し、事務を実施するため、事務長のほか職員をおく。

- 2 職員は会長が任免する。ただし、事務長の任免については、理事会の承認を得なければならない。
- 3 職員は有給とすることができる。

(会 議)

第19条 本会の会議は、役員選考会および理事会とする。

(役員選考会)

第20条 役員選考会は隔年に1回会長が召集する。ただし、会長が必要と認めるとき、または役員選考委員現任数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に臨時役員選考会を召集しなければならない。

- 2 役員選考会の議長は、出席役員選考委員の互選で定める。

(理事会)

第21条 理事会は、毎年3回会長が召集する。ただし、会長が必要と認めるとき、または理事現任数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

- 2 第11条第3号により監事の請求があったときも同様とする。
- 3 理事会の議長は会長とする。ただし、臨時理事会の議長は、出席理事の互選で定める。

第22条 理事会は、理事の3分の2以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(活動報告等)

第23条 会長はこの会の事業計画書ならびに事業報告書およびこの会が助成した日本ボーイスカウト滋賀連盟の活動状況を会員に年次報告しなければならない。

(運営経費)

第24条 本会の経費は、会員の会費およびその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第25条 この会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第26条 この規約施行についての細則は、理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規約は平成20年5月17日から施行する。
- 2 この規約の施行際、既に会員である者は、第7条の規定にかかわらず加入届を提出している者とみなす。

日本ボーイスカウト滋賀連盟助成会員・申込書

平成 年 月 日

ボーイスカウト運動の趣旨に賛同し、貴連盟助成会員として次のように申し込みます。

・該当するものに○を付けてください。（ 新規 ・ 継続 ）

●滋賀連盟に所属する個人

一般会員	年額	円也
------	----	----

●賛助、後援する個人・法人及び団体

助成会員	年額	円也
------	----	----

特別会員	年額	円也
------	----	----

・申込者（個人・法人・団体） ※該当するものに○を付けてください。

ふりがな
氏 名：

（法人・団体にあつては名称及び代表者氏名）

〒
住 所：

担当者： 電話

[備考]

1 会費の種別（次のうちよりご選択ください）

●滋賀連盟に所属する個人（一般会員）

1号会員 年額 5,000円以上10,000円未満

2号会員 年額10,000円以上

●賛助、後援する個人、法人及び団体

賛助会員 年額10,000円以上50,000円未満

特別会員 年額50,000円以上

2 会費の振込先

口座名 日本（ニッポン）ボーイスカウト滋賀連盟助成会

口座番号 滋賀銀行県庁支店 普通預金口座 368686